

## 『事前相談書』、『耐震診断の結果の報告書』提出時の注意事項

### 共通

- **記入例を参照して、書類を作成して下さい。**

※必要事項が記入されていないものは、受理できません。

- **書類の下書きが出来ましたら、一度ご相談して下さい。**

※提出書類に訂正が必要な場合、報告者（所有者）の訂正印を求められることがあります。事前に相談しておくことで申請がスムーズに行えます。

### 事前相談書

- **図面などの添付書類が無いものは、受理できません。**

- **配置図は、敷地内の別棟も記載されたものを提出して下さい。**

※新築当時の図面では、増築した部分等の記載がないことがあります。

※対象建物は、着色等して他と区別できるようにして下さい。

- **エキスパンションジョイント等を、必ず図面に記載して下さい。**

※名古屋市では、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法によって接している部分は、別棟と判断します。（棟毎に報告書の提出が必要）

### 耐震診断の結果の報告書

- **公表（耐震改修促進法第9条）対象となる内容は必ず記載して下さい。**

※公表対象は、建築物の名称・位置・主たる用途、耐震診断の方法・結果、耐震改修等の予定等です。

※記入例をご確認の上、記入して下さい。